附則第七項の次に次の一項を加える。

（財務局の管財部、管財第一部及び管財第二部の所掌事務の特例）

8　近畿財務局の管財部は、第百九十七条第一項各号に掲げる事務のほか、平成二十六年九月三十日までの間、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第一号
○国土交通省令第一号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第四条第四号の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省令第一号）国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項に次の一号を加える。

七　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第三号に掲げる特定防災機能が確保されていない市街地に存する建築物（その全部又は一部を賃貸の用に供しているものに限る。）の建替えにより新たに建設される耐火建築物等

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○文部科学省
経済産業省令第三号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百六十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十三号、第十八号及び第十九号」を「第十四号、第十九号及び第二十号」に、「同項第二十二号及び第二十三号」を「同項第二十三号及び第二十四号」に、第一号ホ中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第十四号」に、同号ヘ中「第五十一条第一項第十九号」を「第五十一条第一項第二十号」に、同号ト中「第五十一条第一項第二十二号」を「第五十一条第一項第二十三号」に、同号リ中「第五十一条第一項第二十三号」を「第五十一条第一項第二十四号」に、第二号ホ中「第五十一条第一項第十四号」に、同号ヘ中「第五十一条第一項第十九号」を「第五十一条第一項第二十号」に、同号ト中「第五十一条第一項第二十二号」を「第五十一条第一項第二十三号」に、同号リ中「第五十一条第一項第二十三号」を「第五十一条第一項第二十四号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省
農林水産省令第二号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第四号）第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則（昭和四十五年厚生省農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第四号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改め、同条第五号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に、「表決権」を「議決権」に、「保有し、財団法人」を「有し、一般財団法人」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　農業の振興に資する事業を営む株式会社及び持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この号及び第三十五条の二十四第六号において同じ。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、同法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。同号において同じ。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

第三十五条の二十四第五号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に、「表決権」を「議決権」に、「保有し、財団法人」を「有し、一般財団法人」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　農業の振興に資する事業を営む株式会社及び持分会社であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

第三十五条の四十第一項第十四号中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改める。

附　則

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。